****

**猪名川町プレスリリース**

**令和６年（2024）７月４日**

**報道関係各位**

**猪名川町役場**

**企画政策課広報戦略室**

**町の公用車に広告を掲載してみませんか？**

**～ あなたの会社やお店、イベントなどをＰＲ ～**

**【概　要】**

猪名川町では、地域経済（地元企業等）の活性化と新たな⾃主財源の確保を図るため、公⽤車を活⽤し、⺠間事業者等の広告を有料で募集します。

公⽤車は、猪名川町役場を起点に「動く広告塔」として町内外を⾛り、掲載された広告は、多くの方の目に留まります。会社やお店、イベント、商品のPRなどに是⾮ご利⽤ください。

**【対象⾞両・総計５台・先着順】**

・猪名川町公用車77号車（サクラ）　電気自動車「SAKURA」（塗色：シルバー）

・猪名川町公用車7号車・16号車・17号車・19号車（いずれもハイゼット、塗色：ホワイト）

**【広告の掲載⽅法】**

・粘着フィルム等（マグネット式を含む）の貼付（車体への直接塗装は不可。）

・粘着フィルム等は、広告掲示期間中における車体からの剥離または広告撤去時における車体の塗装の剥離を生じさせないものとします。

・掲出する広告の作成、公用車への掲出および撤去作業は申込者の責任において行い、その費用は申込者の負担となります。

**【掲載場所・サイズ・料⾦】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 掲載場所 | 掲載枚数 | 広告サイズ（ｃｍ） | 掲載料金（月額・１台） |
| 両側面 | ２枚 | 縦４５ｃｍ×横６０ｃｍ（うち広告下部に縦４cm×横３８cm以上の大きさの黒字のゴッシック体で「猪名川町公用車有料広告掲載事業」と広告申込者の費用および責により記載されたもの） | ２，０００円（消費税相当額を含む）※町の発行する納付書により町長が指定する期日までに掲載料金を一括して前納。 |

**【広告の掲載期間】**

・掲載の期間は、1箇月を単位とし、最長で掲載開始日の属する年度の末日まで。

**【注意事項】**

・申込み、広告の作成等に伴い発⽣する⼀切の費⽤は、申込者の負担となります。

・電気自動車「SAKURA」は、町内及び近隣市町のみの運行となります。

・公⽤車の運⾏に伴う事故等により広告がき損・破損したときは、町が修復経費を負担します。

・掲載が決定後、兵庫県屋外広告物条例に規定する許可申請が別途必要となります。許可申請⼿数料（1台あたり600円）は別途申込者の負担となります。

**【申込⽅法】**

次の1 ～ 6をまとめて総務課に提出してください。

1．猪名川町公用車広告掲載申込書

2．掲出する広告案

3．申込者および広告主の業務内容等が分かるもの

4．誓約書

5．納税証明書（町内事業者等は町税が未納でないことの証明書、町外事業者等は国税が未納でないことの証明書）

6．商業登記の現在事項全部証明書の写し（発⾏後3箇⽉以内のもの）

**【問合せ】**総務課（℡０７２－７６６－８７０８）